

大阪シティバス株式会社との連絡運輸規則

目次

- 第1章 総則（第1条～第6条）
- 第2章 乗車券の発売（第7条～第11条）
  - 第1節 通則（第7条～第9条）
  - 第2節 連絡定期券の発売（第10条・第11条）
- 第3章 運賃（第12条・第13条）
- 第4章 乗車券の効力（第14条）
- 第5章 乗車券の様式（第15条）
- 第6章 乗車変更及び特殊な取扱い（第16条～第32条）
  - 第1節 乗車変更の取扱い（第16条～第21条）
  - 第2節 不正乗車（第22条）
  - 第3節 紛失（第23条）
  - 第4節 任意による旅行の取りやめ（第24条～第31条）
  - 第5節 運行不能（第32条）

第1章 総則

（目的）

第1条 この規則は、旅客営業規則に基づき、大阪市高速電気軌道株式会社（以下「当社」という。）が経営する高速鉄道及び中量軌道（以下「当社線」という。）と大阪シティバス株式会社（以下「シティバス」という。）の指定する自動車線（以下「シティバス線」という。）との間の旅客の連絡運輸について必要な事項を定めることを目的とする。

（適用範囲）

第2条 当社線とシティバス線との間の旅客の連絡運輸については、この規則の定めるところによる。

（連絡運輸範囲）

第3条 当社とシティバスの連絡運輸範囲は、当社線及びシティバス線とする。

（シティバスとの協議）

第4条 この規則と、シティバスが定めた旅客に関する規則等とが取扱いを異にする場合、及び前条に規定する連絡運輸範囲以外の乗車券を発売する場合には、その都度、必要な事項を協議して定める。

（運賃の計算）

第5条 運賃を計算する場合の1円未満の端数は、当社及びシティバスがそれぞれ定めるところによりこれを円単位に切り上げて計算する。

2 前項により運賃を計算した場合において、10円未満の端数が生じ、この端数を整理する必要があるときは、当社及びシティバスがそれぞれ定める方法により、当社線及びシティバス線それぞれの区分に応じて10円単位に端数計算

する。

(準用規定)

第6条 旅客営業規則第4条から第16条までの規定は、この章において準用する。

(注) 準用する旅客営業規則の内容は、次のとおりである。

第4条 運賃前払の原則

第5条 当該乗車に適用する規定

第5条の2 規則の変更

第6条 乗車証票による契約の成立時期

第7条 手回り品

第8条 車内持込み禁止品

第9条 手回り品の保管及び検査

第10条 輸送の制限又は停止

第11条 運行不能の場合の取扱い

第12条 キロ程のは数計算

第13条 運賃の計算

第14条 期間の計算

第15条 旅客の提出する書類

第16条 損害の賠償

第2章 乗車券の発売

第1節 通則

(連絡乗車券の種類)

第7条 連絡乗車券の種類は、次のとおりとする。

(1) 普通券

ア 普通券 大人

小児

イ 特別割引普通券 (以下「特割券」という。) 大人

(2) 定期券

ア 通勤定期券 大人

小児

イ 通学定期券 大人

小児

ウ 特別割引定期券 (以下「特割定期券」という。)

(ア) 通勤定期券 大人

(イ) 通学定期券 大人

(連絡乗車券の発売場所)

第8条 連絡乗車券は、各駅で発売する。ただし、当社が必要と認めるときは、他の場所で発売することがある。

2 前項の規定にかかわらず、発売する乗車券類の種類、発売場所又は発売時間

を指定する場合がある。

(連絡乗車券の発売日)

第9条 連絡乗車券の発売日は、旅客営業規則第22条に定めるところによる。

#### 第2節 連絡定期券の発売

(連絡定期券の発売)

第10条 連絡定期券は、当社線とシティバス線とを連絡して乗車する場合で、当社線及びシティバス線の区分に応じ、それぞれが定める要件を満たす場合に発売する。

2 特割定期券の発売については、身体障がい者等運賃割引規則及び地方公共団体発行割引証等取扱規則の定めるところによる。

(停留所と駅の連絡)

第11条 当社線の駅とシティバス線の停留所については、それぞれ任意に連絡して乗車することができる。ただし、連絡定期券を利用して乗車する場合の駅及び停留所については、別に指定する。

#### 第3章 運賃

(連絡乗車券の運賃)

第12条 連絡乗車券の運賃（シティバス線にかかる運賃を含む。）は、次のとおりとする。

##### (1) 連絡普通券

種別	会社別		運賃
		当社線	
大人	シティバス線	1区	円 290
		2区	340
		3区	390
		4区	440
		5区	490
小児及び特割大人	シティバス線	1区	150
		2区	180
		3区	200
		4区	230
		5区	250

##### (2) 連絡定期券

###### ア 通勤定期券（大人）

会社別		運賃		
シティバス線	当社線	1か月	3か月	6か月
2キロメートル未満	1区	円 11,750	円 33,460	円 63,390

	2区	12,910	36,780	69,670
	3区	14,070	40,090	75,950
	4区	14,670	41,800	79,190
	5区	15,380	43,810	83,000
全線	1区	12,420	35,380	67,030
	2区	13,580	38,700	73,310
	3区	14,740	42,010	79,590
	4区	15,340	43,720	82,830
	5区	16,050	45,730	86,640

イ 通勤定期券（小児及び特割大人）

会社別		運賃		
シティバス線	当社線	1か月	3か月	6か月
2キロメートル未満	1区	円 5,880	円 16,730	円 31,700
	2区	6,460	18,390	34,830
	3区	7,040	20,050	37,970
	4区	7,340	20,900	39,590
	5区	7,690	21,910	41,500
全線	1区	6,220	17,690	33,530
	2区	6,800	19,350	36,660
	3区	7,380	21,010	39,800
	4区	7,680	21,860	41,420
	5区	8,030	22,870	43,330

ウ 通学定期券（大人）

会社別		運賃		
シティバス線	当社線	1か月	3か月	6か月
全線	1区	円 6,450	円 18,370	円 34,800
	2区	7,020	20,010	37,910
	3区	7,530	21,470	40,670
	4区	7,610	21,680	41,080
	5区	7,930	22,600	42,820

エ 通学定期券（小児及び特割大人）

会社別		運賃		
シティバス線	当社線	1か月	3か月	6か月
全線	1区	円 3,230	円 9,190	円 17,410
	2区	3,520	10,020	18,960

	3区	3,770	10,740	20,340
	4区	3,810	10,850	20,540
	5区	3,980	11,310	21,410

(特定区間の定期運賃)

第13条 前条第2号の規定にかかわらず、旅客営業規則第61条に定める特定区間の定期運賃が適用される区間とシティバス線を連絡して乗車する場合の連絡定期券の運賃(シティバス線にかかる運賃を含む。)は、次のとおりとする。

(1) 通勤定期券(大人)

会社別		運賃		
シティバス線	当社線	1か月	3か月	6か月
2キロメートル未満	南森町～今里 (谷町九丁目又は日本橋経由)	円 12,910	円 36,780	円 69,670
全線	南森町～今里 (谷町九丁目又は日本橋経由)	13,580	38,700	73,310

(2) 通勤定期券(小児及び特割大人)

会社別		運賃		
シティバス線	当社線	1か月	3か月	6か月
2キロメートル未満	南森町～今里 (谷町九丁目又は日本橋経由)	円 6,460	円 18,390	円 34,830
全線	南森町～今里 (谷町九丁目又は日本橋経由)	6,800	19,350	36,660

(3) 通学定期券(大人)

会社別		運賃		
シティバス線	当社線	1か月	3か月	6か月
全線	南森町～今里 (谷町九丁目又は日本橋経由)	円 7,020	円 20,010	円 37,910

(4) 通学定期券(小児及び特割大人)

会社別		運賃		
シティバス線	当社線	1か月	3か月	6か月
全線	南森町～今里 (谷町九丁目又は日本橋経由)	円 3,520	円 10,020	円 18,960

#### 第4章 乗車券の効力

(準用規定)

第14条 旅客営業規則第66条、第67条、第69条から第74条まで、第76条、及び第78条の規定は、この章において準用する。

(注) 準用する旅客営業規則の内容は、次のとおりである。

第66条 乗車券の効力

- 第67条 乗車券の効力の特例
- 第69条 券面表示事項が不明となった乗車券
- 第70条 乗車券の通用期間
- 第71条 途中下車の禁止
- 第72条 う回乗車の取扱い
- 第73条 乗継駅での乗継
- 第74条 共通乗降
- 第76条 通学割引回数券、定期券及び1日乗車券以外の乗車券の無効
- 第78条 定期券の無効

第5章 乗車券の様式

(連絡乗車券の様式)

第15条 連絡乗車券の様式は、次のとおりとする。

(1) 連絡普通券

ア 大人

(ア) 自動券売機引換連絡普通券

縦 3.0 cm 横 5.75 cm イ 小児



(ア) 自動券売機引換連絡普通券

縦 3.0 cm 横 5.75 cm



ウ 特割大人

(ア) 自動券売機引換連絡普通券

縦 3.0 cm 横 5.75 cm



(2) 連絡定期券

ア 通勤定期券

(ア) 乗合自動車2キロメートル未満

縦 8.5 cm 横 5.75 cm



(イ) 乗合自動車全線

縦 8.5 cm 横 5.75 cm



イ 通学定期券

縦 8.5 cm 横 5.75 cm



備考 小児及び特割大人用の場合は、券面下部左側に小児又は特割等の区分を表示する。

## 第6章 乗車変更及び特殊な取扱い

### 第1節 乗車変更の取扱い

(準用規定)

第16条 旅客営業規則第107条から第110条までの規定は、この節において準用する。

(注) 準用する旅客営業規則の内容は、次のとおりである。

第107条 乗車変更の種類

第108条 別途乗車

第109条 乗越し

第110条 方向変更及び経路変更

(連絡定期券変更の種類)

第17条 旅客が所持する連絡定期券の表示事項と異なる定期券を必要とする場合に取り扱う変更の種類は、次のとおりとする。ただし、当社定期券への変更は取り扱わない。

(1) 経路変更 原定期券と同一の発着区間であって、券面表示の乗車経路を変更すること

(2) 区間変更 原定期券の起点又は終点に変更区間と同一の場合に限って、券面表示の乗車区間を変更すること

(3) 種類変更 原定期券の券面表示の種類を変更すること

(連絡定期券の経路、区間又は種類の変更)

第18条 旅客は、その所持する定期券を提出し、経路、区間又は種類の変更をすることができる。この場合、当社線及びシティバス線の区分に応じ、それぞれ



が定めるところにより行うものとし、定期券1枚につき手数料220円を徴収する。

- 2 区間又は種類の変更をする場合に、既納の定期運賃の日割額（通用期間が1か月の定期運賃にあつては30日、3か月の定期運賃にあつては90日、6か月の定期運賃にあつては180日で、それぞれの定期運賃を除いた額をいう。以下同じ。）と新たに変更する区間又は種類に対する原定期券と同じ期間の定期運賃の日割額とを比較して差額のあるときは、その差額に定期券の未使用日数（請求当日は含まない。）を乗じて端数計算をした額を追徴又は払戻しをする。

（連絡定期券の区間又は経路変更の特例）

第19条 当社線の路線及びシティバス線の運行系統並びに停留所の廃止等により、旅客がその所持する定期券を提出して、区間又は経路の変更を申し出た場合は、その取扱いをすることができる。

- 2 前項の取扱いをする場合は、既納の定期運賃の日割額と新たに変更する区間又は経路に対する原定期券と同じ期間の定期運賃の日割額とを比較して差額のあるときは、その差額に定期券の未使用日数（請求当日を含む。）を乗じて端数計算した額を追徴又は払戻しするものとする。この場合、手数料は徴収しない。

（連絡定期券の経路又は区間と種類との同時変更）

第20条 定期券の経路及び種類又は区間及び種類の変更は、同時に取り扱うことができる。この場合、第18条第2項により計算し、追徴のときは手数料220円を加え、払戻しのときは手数料220円を差し引いて、追徴又は払戻しするものとする。

（当社線単独定期券への変更）

第21条 旅客が当社線単独定期券へ変更する場合は、当社単独定期券を新規購入後、原定期券について払戻しの取扱いをすることができる。この場合、日割額に残通用日数（請求当日は含まない。）を乗じて端数計算した額から手数料220円を差し引いた額を払戻しするものとする。

## 第2節 不正乗車

（準用規定）

第22条 旅客営業規則第112条及び第114条は、この節において準用する。

（注）準用する旅客営業規則の内容は、次のとおりである。

第112条 不正乗車に対する増運賃の徴収

第114条 定期券不正使用に対する増運賃の徴収

## 第3節 紛失

（準用規定）

第23条 旅客営業規則第116条及び第117条の規定は、この節において準用する。

（注）準用する旅客営業規則の内容は、次のとおりである。

第116条 乗車券紛失の場合の取扱い

第117条 再收受した運賃の払戻し

#### 第4節 任意による旅行の取りやめ

(連絡普通券の払戻し)

第24条 連絡普通券の運賃は、旅客営業規則に定めるほか、運輸上の支障により当社が特に必要と認めた場合を除き、払戻しをすることができない。

(注) 旅客営業規則に定める内容は、次のとおりである。

第130条 傷病等の場合の普通運賃の払戻し

第131条 列車運行不能の場合の取扱い

第132条 乗車中止による運賃の払戻し

第133条 無賃送還の取扱い

2 前項の規定により、連絡普通券の払戻しをする場合、払戻し額は既に收受した運賃から既に乗車した区間に対する普通運賃又は連絡普通運賃を差し引いた残額とする。

(通用期間開始前の連絡定期券の払戻し)

第25条 通用期間開始前の定期券が不要となり、又は使用できなくなった旅客から定期券を返付して払戻しの請求があったときは、当該定期券と引き換えに既納の運賃から手数料220円を差し引いた額を払戻しする。

(通用期間開始後の連絡定期券の払戻し)

第26条 通用期間開始後の定期券が不用となり、又は使用できなくなった旅客から定期券を返付して払戻しの請求があったときは、当該定期券と引き換えに既納の運賃から次に定めるところにより計算した額を差し引いた額を払戻しする。この場合、手数料として1枚につき220円を徴収する。

- (1) 経過期間が1か月未満のとき 毎日2回乗車したものとして、普通運賃に使用経過日数(請求当日を含む。)を乗じて得た額。ただし、その額が同種の定期券の1か月の定期運賃を超えるときは、1か月の定期運賃とする。
- (2) 経過期間が1か月を超え2か月未満のとき 1か月に相当する定期運賃及び1か月に満たない日数について前号により計算した額との合算額
- (3) 経過期間が2か月を超え3か月未満のとき 1か月に相当する定期運賃の2倍の額及び1か月に満たない日数について第1号により計算した額との合算額。ただし、その額が同種の3か月の定期運賃を超えるときは、3か月の定期運賃とする。
- (4) 経過期間が3か月を超え4か月未満のとき 3か月に相当する定期運賃及び1か月に満たない日数について第1号により計算した額との合算額
- (5) 経過期間が4か月を超え5か月未満のとき 3か月に相当する定期運賃、1か月に相当する定期運賃及び1か月に満たない日数について第1号により計算した額との合算額
- (6) 経過期間が5か月を超え6か月未満のとき 3か月に相当する定期運賃、1か月に相当する定期運賃の2倍の額及び1か月に満たない日数について第1号により計算した額との合算額

(死亡の場合の定期券の払戻し)

第27条 定期券を使用する旅客が死亡した場合、その引取人から定期券を返付して払戻しの請求があったときは、前2条の規定を準用する。

(再購入後の払戻し)

第28条 旅客が定期券を紛失して再び購入後、紛失した定期券を発見し新券とともに旧券を呈示し、払戻しの請求をした場合は、旧券について払戻しの取扱いをすることができる。

2 前項の払戻しをする場合は、第21条の規定を準用する。

(払戻しの特例)

第29条 当社線の路線及びシティバス線の運行系統の新設又は変更により、運賃区間の少なくなる定期券を所持する旅客は、その定期券を提出して、新定期券への書換え及び運賃差額の払戻しを請求することができる。この場合、書換え及び払戻し手数料は徴収しない。

2 前項の規定による払戻しの取扱いは、前条第2項の規定中「日割額」を「新旧日割額の差額」と読み替えて適用する。この場合、新旧定期券面に表示した乗車区間及び経路が同一の場合であるときは「残通用日数」を「当社線の路線及びシティバス線の運行系統の新設又は変更の日以後の通用日数」と読み替える。

第30条 当社線の路線及びシティバス線の運行系統並びに駅又は停留所の廃止等により使用できなくなった定期券を所持する旅客が、当該定期券を提出して払戻しの請求をした場合は、日割額に残通用日数(請求当日を含む。)を乗じて端数計算した額を払戻しするものとする。この場合、手数料は徴収しない。

(運賃の払戻し場所等)

第31条 運賃の払戻し又は乗車券の引換え、書換え、若しくは再発行の取扱いは、第8条に定める場所において行なうものとする。ただし、関係の事業所及び鉄道又は乗合自動車の車内に掲示して払戻しをする場所を指定したときは、この限りでない。

第5節 運行不能

(準用規定)

第32条 旅客営業規則第131条から第135条までの規定は、この節において準用する。

(注) 準用する旅客営業規則の内容は、次のとおりである。

第131条 列車運行不能の場合の取扱い

第132条 乗車中止による運賃の払戻し

第133条 無賃送還の取扱い

第134条 他経路乗車の取扱い

第135条 運行休止の場合の定期券の通用期間の延長又は運賃の払戻し

附 則

本規則は、2018年4月1日から施行する。

附 則

本規則は、2019年10月1日から施行する。

附 則

本規則は、2020年3月25日から施行する。